

野鳥における鳥インフルエンザについて

コンテンツ番号：4819 更新日：2024年11月11日

・

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ情報

秋田県では、高病原性鳥インフルエンザの早期発見を目的とし、野鳥の死亡及び異常等を監視する死亡野鳥等調査を実施しています。

調査の実施に当たっては、環境省のマニュアルに従い作成した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」が示す対応レベルと、死亡野鳥の種類・羽数の関係等から総合的に調査の必要性の有無を判断しています。

◆【令和6－7年シーズン】秋田県内の鳥インフルエンザ情報

鳥インフルエンザウイルス高病原性を確認 県内2例目（横手市）

10月31日に横手市で回収したオオハクチョウ1羽について、国立環境研究所で遺伝子検査を行ったところ11月5日に鳥インフルエンザウイルスが確認されていましたが、引き続き病原性検査を行ったところ**11月11日に高病原性であったことが判明しました**。環境省では当該野鳥の回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定しています。県では、当該地域において野鳥の監視を強化します。

また、県内各地域においても引き続き野鳥の異常を監視し、死亡および衰弱個体の早期発見・回収に努めます。

鳥インフルエンザ検査結果一覧

番号	回収日	回収場所	種類	簡易検査結果	遺伝子検査結果	野鳥監視重点区域
1	10/15	山形県酒田市（衰弱して保護された個体が県内に持ち込まれたもの）	オナガガモ	10/16陰性	10/21陰性	無
2	10/21	潟上市	コガモ	10/21陰性	10/23陽性	10/23指定
3	10/28	美郷町	コハクチョウ	10/28陰性	10/30陰性	無
4	10/31	横手市	オオハクチョウ	10/31陰性	11/5陽性	11/5指定

- ・ 渡り鳥が飛来してくる9月頃からシーズン開始としています
- ・ 簡易検査実施、もしくは遺伝子検査が陽性のみの事例を掲載します

◆現在の鳥インフルエンザ対応レベル

■ レベル3（国内複数箇所発生時） 令和6年10月15日～

発生状況に応じた対応レベル

- ・ 対応レベル1 通常時
- ・ 対応レベル2 国内単一箇所発生時（発生地周辺を環境省が野鳥監視重点区域に指定）
- ・ 対応レベル3 国内複数箇所発生時（発生地周辺を環境省が野鳥監視重点区域に指定）

■ 対応レベルに応じた死亡野鳥等調査の実施

数日間（おおむね3日間程度）のうちに、同一場所（見渡せる範囲程度）で発見された死亡、もしくは衰弱している野鳥の合計羽数が表の数以上となった場合に、当該野鳥を回収し、ウイルスの保有状況について検査

を実施します。

なお、対応レベルに基づき検査の必要性の有無を判断していますので、全ての死亡野鳥を回収・検査しているわけではありません。

また、外傷や衝突によるものと判断される場合や、腐敗・損傷が激しい場合は死亡野鳥等調査の対象となりません。この場合、死亡野鳥は一般廃棄物扱いとなりますので、発見された方は、市町村の廃棄物担当部署へ処分方法をお問い合わせいただくか、土地・施設の管理者へ廃棄を依頼するようお願いいたします。

対応レベル	検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
対応レベル 1	3 羽以上	3 羽以上	10羽以上	10羽以上
対応レベル 2	2 羽以上	2 羽以上	10羽以上	10羽以上
対応レベル 3	1 羽以上	1 羽以上	3 羽以上	5 羽以上
野鳥監視重点区域	1 羽以上	1 羽以上	3 羽以上	3 羽以上

検査優先種 1：ガン類、ハクチョウ類、オシドリ、ヒドリガモ、キンクロハジロ、オジロワシ、オオタカ、ノスリ等

検査優先種 2：マガモ、オナガガモ、オオワシ、クマタカ、フクロウ等

検査優先種 3：カルガモ、コガモ、カワウ、アオサギ、ウミネコ、トビ等

その他の種：上記以外

◆ 県民の皆様へのお願い

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますので、過度に心配する必要はありません。

ただし、野生動物は様々な病原体等を保有している場合がありますので、野鳥との接し方については次の点に注意くださるようお願いいたします。

- 一般的に、野鳥は細菌や寄生虫などの病原体を保有していることがありますので、死亡した野鳥を見つけても、素手で触らないでください。
- 野鳥は病気以外の原因でも衰弱したり死亡したりすることは普通にありますので、野鳥が死んでいても、鳥インフルエンザを直ちに疑う必要はありません。
- 同じ場所（見渡せる範囲）で死亡・衰弱している野鳥を複数見かけた場合は、必要に応じて検査等を行いますので、お近くの[地域振興局農林部森づくり推進課](#)や県自然保護課にご連絡ください。
- 野鳥と人との接触を防ぐため、野鳥への餌付けは自粛してください。

- 同じ場所でたくさんの野鳥が死亡していたら、県自然保護課（平日日中：018-860-1613、休日・夜間：018-860-1111（秋田県代表電話））にご連絡ください。

関連情報リンク

- 環境省 [【鳥インフルエンザ情報】](#)
- 農林水産省 [【鳥インフルエンザに関する情報】](#)
- [秋田県農林水産部畜産振興課](#)

ダウンロード

- [死亡野鳥発見時の連絡先](#) 
- [リーフレット：死亡した野鳥を見つけたら](#) 
- [リーフレット：野鳥との接し方について](#) 
- [リーフレット：鳥インフルエンザ\(H5N1\)に注意しましょう](#) 
- [野鳥への餌付け自粛について（通知）H23.10.03自然－1200](#) 
- [野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル\(R5.9月版\)](#) [18417KB] 
- [野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（R5.9月簡易版）](#) [4324KB] 

添付資料を見るためにはビューワソフトが必要な場合があります。
[詳しくはビューワー一覧をご覧ください。](#)（別ウィンドウで開きます。）

このページに関するお問い合わせ

生活環境部 自然保護課 鳥獣保護管理チーム

TEL：018-860-1613

FAX：018-860-3835

E-mail：shizenhogoka@pref.akita.lg.jp

このページの現在位置

 [ホーム](#) > [分野別一覧](#) > [暮らし・環境](#) > [自然・環境](#) > [鳥獣保護](#)